

愛知県公報

発行/愛知県 編集/総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

条 例

○地域医療介護総合確保基金条例	第68号	(医療福祉計画課)	2
○愛知県事務処理特例条例及び愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部を改正する条例	第69号	(市町村課)	3
○愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部を改正する条例	第70号	(人事課)	6
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	第71号	(同)	7
○幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例	第72号	(子育て支援課)	46
○指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	第73号	(高齢福祉課)	49
○愛知県看護修学資金貸与条例の一部を改正する条例	第74号	(医務国保課)	51
○愛知県暴力団排除条例の一部を改正する条例	第75号	(組織犯罪対策課)	51

◇地域医療介護総合確保基金条例 (条例第68号)

- 1 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第6条に規定する事業の推進に必要な財源を確保するため、地域医療介護総合確保基金を設けることとした。
- 2 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とすることとした。
- 3 その他基金の管理及び処分に関し必要な事項を定めることとした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県事務処理特例条例及び愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部を改正する条例 (条例第69号)

- 1 国土利用計画法に基づき土地の利用目的等の届出を受理する等の事務を岡崎市始め10市町村に移譲する等市町村等が処理することとする知事の権限に属する事務の追加等を行うこととした。
- 2 学校教育法に基づき市町村立専修学校の設置廃止及び目的の変更の認可をし、並びに認可をしない旨を通知する等の教育委員会の権限に属する事務を名古屋市始め12市町に移譲することとした。
- 3 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、一部については、公布の日又は平成27年1月1日から施行することとした。

◇愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部を改正する条例 (条例第70号)

- 1 県議会の議長、副議長及び議員、知事、副知事、教育長、地方公営企業管理者、病院事業管理者並びに常勤の監査委員の期末手当について、次のとおり改定することとした。
 - (1) 12月期の支給割合を100分の170に引き上げる。
 - (2) 6月期の支給割合を100分の147.5に引き上げ、(1)による引上げ後の12月期の支給割合を100分の162.5に引き下げる。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(2)については平成27年4月1日から施行し、1(1)については平成26年12月1日から適用することとした。

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第71号）

- 1 給料表（指定職給料表を除く。）の給料月額を引き上げることとした。
- 2 地域手当について、愛知県の区域に在勤する職員の支給割合を100分の6.7に引き上げることとした。
- 3 初任給調整手当について、医学又は歯学の専門的知識を必要とする職員に対する支給月額の限度額を引き上げることとした。
- 4 通勤手当について、次のとおり改定することとした。
 - (1) 高速自動車国道以外の有料の道路の料金に係る支給額を当該料金の2分の1相当額とする。
 - (2) 新幹線鉄道等の特別料金等に係る支給要件を変更し、及び支給額の限度額を引き上げる。
- 5 一般の職員の勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の82.5に引き上げることとした。
- 6 一般の職員の勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の75に引き上げ、5による引上げ後の12月期の支給割合を100分の75に引き下げることとした。
- 7 再任用職員に単身赴任手当を支給することとした。
- 8 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、4、6及び7については平成27年4月1日から施行し、1から3までについては平成26年4月1日から適用し、5については同年12月1日から適用することとした。

◇幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例（条例第72号）

- 1 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育及び保育に従事する職員の配置等に関する認定の要件を変更することとした。
- 2 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第73号）

- 1 介護保険法の一部改正により条例で定めることとされた指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件を定めることとした。
- 2 その他必要な規定の整理を行うこととした。
- 3 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇愛知県看護修学資金貸与条例の一部を改正する条例（条例第74号）

- 1 保健師助産師看護師法等の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、一部については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日又は平成27年1月1日から施行することとした。

◇愛知県暴力団排除条例の一部を改正する条例（条例第75号）

- 1 少年院法の制定等に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、少年院法の施行の日（この条例の公布の日が同法の施行の日以後となる場合には、公布の日）から施行することとした。

地域医療介護総合確保基金条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県条例第六十八号

地域医療介護総合確保基金条例

(設置)

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第七十三号

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年愛知県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等（第二条―第十条）」を

「第二章 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等（第二条―第十条）」の次に改める。

第一条中「第四十二条第一項第二号」の下に、「第四十七条第一項第一号」を、「第七十四条第一項及び第二項」の下に、「第七十九条第二項第一号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む）」、「第八十一条第一項及び第二項」を加える。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等

（指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準）

第十条の二 法第八十一条第一項の条例で定める員数及び同条第二項の条例で定める基準は、次条から第十条の五までに定めるところによる。

（指定居宅介護支援の事業に係る一般原則）

第十条の三 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、当該利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業を運営するに当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との密接な連携に努めなければならない。

（準用）

第十条の四 第五条の規定は、指定居宅介護支援事業者について準用する。この場合において、同条各号中「指定居宅サービス」とあるのは、「指定居宅介護支援」と読み替えるものとする。

（指定居宅介護支援の事業に係るその他の基準）

第十条の五 前二条に定めるものを除くほか、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号。以下「指定居宅介護支援等基準省令」という。）に定めるとおりとする。

（基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準）

第十条の六 法第四十七条第一項第一号の条例で定めるものは、次条及び第十条の八に定めるところによる。

（準用）

第十条の七 第五条及び第十条の三の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、同条第四項中「他の指定居宅介護支援事業者」とあるのは、「指定居宅介護支援事業者」と読み替えるものとする。

（基準該当居宅介護支援の事業に係るその他の基準）

第十条の八 前条に定めるものを除くほか、基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準は、指定居宅介護支援等基準省令に定めるとおりとする。

（指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件）

第十条の九 法第七十九条第二項第一号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。

第二十四条第二項中「介護予防通所介護」を削る。

第二十七条第一項中「介護予防通所介護又は」を削る。

附則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前に完結した改正後の指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第十条の四及び第十条の七において準用する新条例第五条第一号に掲げる記録の保存に係る新条例第十条の四及び第十条の七において準用する新条例第五条の規定の適用については、同条中「五年間」とあるのは、「二年間」とする。

3 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律

(平成二十六年法律第八十三号) 附則第十一条及び第十四条第二項の規定の適用がある場合において、改正前の指定居室サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第二十四条第二項及び第二十七条第一項の規定は、なおその効力を有する。

愛知県看護修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第七十四号

愛知県看護修学資金貸与条例の一部を改正する条例

愛知県看護修学資金貸与条例(昭和三十七年愛知県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号から第三号までの規定中「厚生労働大臣」を「知事」に改める。

第八条第一項第一号イ中「介護予防サービス事業(同条第四項)」を「介護予防サービス事業(同条第三項)」に改め、同号イ(3)中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改め、同号イ(5)中「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第八条第一項第一号イ(3)の改正規定は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号) 附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から、同項第一号イ(5)の改正規定は平成二十七年一月一日から施行する。

愛知県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第七十五号

愛知県暴力団排除条例の一部を改正する条例

愛知県暴力団排除条例(平成二十二年愛知県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。
第十八条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、第九号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 少年院法(平成二十六年法律第五十八号)第三条に規定する少年院

第十八条第一項第十号を同項第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十 少年鑑別所法(平成二十六年法律第五十九号)第三条に規定する少年鑑別所

附則

この条例は、少年院法(平成二十六年法律第五十八号)の施行の日(この条例の公布の日が同